かなぐ

vol.48



ちづくり」の推進にご尽力い 事を人権の視点から取り組ん 置できました。行政区別人権 ただいています。 でいただき、「心をつなぐま 学習会をはじめとして地区行 全地区で人権教育担当者が配 年度 (二〇〇九年度) には、 選任しました。そして平成21 力により、人権教育担当者を ○○七年度)三地区を指定 ル地区として平成19年度(二 武蔵町では、人権教育モデ 区長さんのご理解・ご協

行事の関係について説明いたそこで、人権教育と地区の します。

各地区で計画・実施されたもの

公民館まつり、ふれあい歩こう 世代交流事業、グラウンドゴル 会、ふれあいウオーキング、三 つき大会、メタボ学習会 旅行、クリーンアップ作戦、餅 ラジオ体操、ゲーム大会、研修 スポーツ大会、黄色い旗運動、 涼花火・盆踊り大会、ふれあい フ大会、ゲートボール大会、納 人権の花・花の苗配布、運動会、

そのほか

○お神楽の伝承、地域の伝統芸 ○二つ以上の団体が合同で開 能の伝承、地区の祭りや行事。 ・子どもも含めて参加する。

祝賀行事の敬老会に婦人 会や子ども会が参加し交 流を図る。

催する行事

ラジオ体操を区・老人ク ラブと子ども会が合同で

とともに取り組む。 盆踊りの練習を子ども会 取り組む。

含まれています。例えば、 ☆スポーツで体を鍛えたり、 の行事には大変大事なことが ん実施されています。これら ☆自分の得意なこと(カラオ ☆行事に参加することによっ 知ったり、つながりができ このように各地区でたくさ たりする。 て、地域の人をより深く うことができる。 を、地域の人にも見てもら ケ・踊り・短歌・手芸など) ストレスを発散できる。

> ☆多くの人との交流ができ 色々な情報交換ができる。

点から言い換えますと これらを人権教育という観

☆人々が交流し、つながりが ☆共に生きる地域の集団づく ☆共に活動し、共に生きてい こうとする意識ができる。 りができる。

☆一人ひとりの居場所が地域 体者ができる。 深まると人権を尊重する主

となります。

の中にできる。

主体者づくりや居場所づくり 意識づくりや集団づくり、 人権教育の重要な要素で

と交流がより深まる「ふれ合 現をめざして、各地区で人々 まります。人権尊重社会の実 いきましょう。 い行事」に積極的に参加して まずは「集う」ことから始





▶みんなで歩くふれあい歩こう会

